

心身障害者（児）歯科診療推進事業等補助金補正の概要

1 補正の理由

三浦半島地域における障害者と障害児の歯科診療を行っている、三浦半島地域障害者歯科診療所で使用している歯科診療ユニットのうち、最も古い1台を新たなユニットに交換する費用を補助するため、増額補正を行う。

2 事業の内容

三浦半島地域障害者歯科診療所で新たに整備する歯科診療ユニットの整備費については、「神奈川県地域支え合い体制づくり事業費補助金」を活用し、補助を行う。

この補助金は県の全額負担であるが、市を通じて補助することが条件となっている。

補助対象：歯科診療ユニット 1台 **620万円**

補助金額：6,200千円（県負担10/10）

3 補正額

歳入

（単位 千円）

費目	補正前の額	補正額	計
2 民生費県補助金	1,627,794	44,927	1,672,721
5 在宅障害者福祉事業費補助	211,401	6,200	217,601

歳出

（単位 千円）

費目	補正前の額	補正額	計
2 障害者福祉費	7,750,332	6,409	7,756,741
心身障害者（児）歯科診療推進事業等補助金	33,399	6,200	39,599
19 負担金、補助及び交付金	33,399	6,200	39,599